

○岡山市ごみ等一般廃棄物収集運搬業の許可及び業務の執行に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 収集運搬業の許可及び料金（第5条—第22条）
- 第3章 一般廃棄物の収集及び運搬（第23条—第31条）
- 第4章 一般廃棄物の処分（第32条—第39条）
- 第5章 帳簿及び報告（第40条—第43条）
- 第6章 雑則（第44条—第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、市長の許可を得てごみ等の一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者の許可の取扱い及び当該業務の執行に必要な事項を定めることにより、その適正な処理を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物でし尿を除いたものをいう。
- （2） 収集運搬業 法第7条第1項の規定により、市長の許可を得て、一般廃棄物の収集及び運搬を業として行うことをいう。
- （3） 収集運搬業者 収集運搬業を行う者をいう。
- （4） 従業者 収集運搬業に従事する者をいう。
- （5） 収集車両 収集運搬業の用に供する車両のうち、一般廃棄物の収集及び運搬のために使用する車両をいう。
- （6） 事業所 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の収集及び運搬を収集運搬業者に依頼する事業所をいう。
- （7） 事業者 事業所の経営及び管理の主体者をいう。

(8) 事業場 一般廃棄物を分別する等業務のための施設で常時人を配置するもの又は営業所をいう。

(収集運搬業者、従業者及び事業者の責務)

第3条 収集運搬業者及びその従業者並びに事業者は、法令等に定めのあるもののほか、市長又はその職員が行う職務上の指示を守り、一般廃棄物を適正に処理するとともに、再利用等による減量化及び作業に当たって清潔性の保持等に努めなければならない。

(業務の管理)

第4条 収集運搬業者は、従業者に適正な指示を行うとともに、施設、設備、器材及び要員等の正常な維持を確保し、的確に業務を行うよう管理しなければならない。

## 第2章 収集運搬業の許可及び料金

(許可の対象)

第5条 収集運搬業について許可の対象とする範囲は、市域内における事業活動によって生じた一般廃棄物であって、市が収集及び運搬することが困難であるものの収集及び運搬に係る業務とする。

(許可の基準)

第6条 収集運搬業の許可は、次に掲げる基準に適合すると認められる者でなければ行わない。

- (1) 申請に係る一般廃棄物の収集及び運搬の業務について、市で行うことが困難であり、かつ、市の処理計画に適合するものであること。
- (2) 申請に係る一般廃棄物を適正に処分する引受施設があること。
- (3) 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者が市内に住所（法人にあつては事務所又は営業所）を有すること。
- (5) 申請者が自ら業務を実施すること。
- (6) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない収集車両、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (7) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設である等、政令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」と

いう。)に規定する基準に適合したものであること。

(8) 収集車両を周囲に悪臭及び汚水の漏れ等により被害又は迷惑を及ぼすことなく保管できる場所(以下「保管場所」という。)を有すること。

(9) 収集車両を清潔に保持しうる洗車設備を有し、又は借り入れて使用することが確実であること。

(10) 従業者に的確に業務を遂行させ、及び業務上必要な諸帳簿を整備する等、業務を適正に執行するために必要な管理能力を有すること。

(11) 申請者又はその従業者が、市長が指定する一般廃棄物処理業に係る講習会を終了していること。

(12) 一般廃棄物の収集及び運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(13) 新規の許可申請に係るもの(市長が特に認めた場合を除く。)にあつては、市域内の事業所(他の収集運搬業者に係る第23条の事業所を除く。)から収集及び運搬の依頼を受ける一般廃棄物(専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を除く。)の1か月当たりの総量が、その収集車両(最大積載量が2トンの車を基準とする。)について次の算式により算出した標準積載量を上回ること。

$$\text{収集車両の最大積載量(自動車検査証記載のトン数)} \times 1 / 2 \times 1 \text{日当たり稼働回数(3回以上)} \times 1 \text{か月当たり稼働日数(20日以上)}$$

(14) 更新の許可を受けようとする者にあつては、従前の許可の有効期間内において、当該許可に係る一定の収集運搬実績が認められること。

(許可の期間)

第7条 収集運搬業の許可の期間は、2年間とする。ただし、特別な理由がある場合には、その期間を超えない範囲において、市長が期間を定めることができる。

(許可申請)

第8条 収集運搬業の許可及び許可の更新を受けようとする者は、岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成6年市規則第124号。以下「規則」という。)第29条の規定による一般廃棄物処理業(更新)許可申請書(規則様式第31号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては住民票抄本，法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿謄本
- (2) 従業者名簿（様式第1号）及び従業者の住民票抄本
- (3) 収集車両名簿（様式第2号）及び当該車両の自動車検査証の写し
- (4) 収集車両の保管場所の所在地及び付近の見取図（様式第3号）並びに平面図及び構造図（様式第4号）
- (5) 収集車両の保管場所を借り入れる場合にあつては，保管場所の所有者の車両保管場所使用承諾書及び申請者の車両保管場所使用誓約書（様式第5号）
- (6) 収集車両用の洗車設備の状況又は洗車設備を借り入れて使用する場合におけるその借入先及びその設備の概況を示す書類（様式第6号）
- (7) ごみ等処理受託状況集計表（様式第7号）
- (8) 新規に許可を受けようとする場合にあつては，ごみ処理依頼届出書（様式第8号）
- (9) 最近の決算期（1年間分）に係る決算書又はこれに代わる収支状況明細書（新たに事業を始める場合においては，当該申請者及び法人にあつては法人を代表する役員の市税に係る納税証明書）
- (10) 法により他に許可を得，又は許可を申請している廃棄物の処理に係る事業の種類を示す書類（様式第9号）
- (11) 事務所を借り入れる場合にあつては，事務所の所有者の事務所使用承諾書及び申請者の事務所使用誓約書（様式第9号の2）
- (12) 収集車両を借り入れる場合であつて，それが自動車検査証上確認できないものについては，自動車検査証に記載された車両の所有者又は使用者の車両使用承諾書及び申請者の車両使用誓約書（様式第9号の3）
- (13) 積替施設を借り入れる場合にあつては，積替施設の所有者の積替施設使用承諾書及び申請者の積替施設使用誓約書（様式第9号の4）
- (14) 申請者又はその従業者が，市長が指定する一般廃棄物処理業に係る講習会を終了したことを証明する書類
- (15) 営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者は，その能力を証明する書類

(16) 申請者（法人にあつては、その役員及び政令第4条の7に定める使用人を含む。）が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した誓約書（様式第10号）

(17) 積替施設を有する場合は、積替施設の所在地及び付近の見取図（様式第10号の2）並びに平面図及び構造（様式第10号の3）

(18) その他市長が許可申請の審査に必要なため、特に提出又は提示を求めた書類

2 許可の更新を受けようとする者は、前項に定める許可申請に関する書類を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（実地調査）

第9条 収集運搬業の許可申請の審査に当たっては、市長は、次に掲げる事項について関係職員に実地に調査をさせ、設備の状況その他必要事項を確認させるものとする。ただし、許可の更新を受けようとする者であつて、前回と同一内容に係る事項の実地調査については、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 収集車両の保管場所及び洗車設備の状況

(2) 収集車両の整備状況

(3) 申請者の住所並びに事務所及び事業場の所在地

(4) 積替施設の状況

(5) その他市長が許可に当たって特に調査が必要と認めた事項

（関係者への確認）

第10条 収集運搬業の許可及び更新申請の審査に当たっては、市長は、次に掲げる事項について、関係職員に事業所その他関係者に対しその実態を照会する等確認させるとともに、廃棄物の適正な処理について必要な指示を行わせるものとする。ただし、許可の更新を受けようとする者であつて、前回と同一内容に係る事項の確認については、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 許可申請を行っている者に一般廃棄物の収集及び運搬を依頼しようとする事業所に係る当該一般廃棄物を排出する業種並びに一般廃棄物の種類及び排出方法

(2) 第8条第1項第10号の書類に記載された事業の執行状況その他市長が許可に当たって特に調査を必要と認めた事項

(許可証の交付及び許可の条件)

第11条 市長は、第8条の許可又は更新の申請を受理し、審査のうえ許可又は更新することとした場合は、申請者に規則第32条の定めるところにより一般廃棄物処理業許可証（規則様式第35号。以下「許可証」という。）を交付する。

2 前項の許可又は更新に当たっては、市長は、許可又は更新の期間、対象事業の範囲、取扱事業所、収集車両及び収集車両用の保管場所の特定その他一般廃棄物を的確に処理するために必要な条件を付する。

(従業者証)

第12条 収集運搬業の許可及び更新を受けた者は、その従業者について、一般廃棄物処理業従業者証（規則様式第39号。以下「従業者証」という。）の交付を受けなければならない。新たに従業者を加え、又は従業者を変更した場合についても、同様とする。

2 収集運搬業者は、従業者にその業務に従事させるときは常に従業者証を携帯させ、市民及び関係職員から求められたときは、これを提示させなければならない。

3 従業者証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(許可証及び従業者証の再交付)

第13条 収集運搬業者が、許可証を紛失し、又はき損した場合は、その事由を付し、速やかに許可証再交付申請書（規則様式第37号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、申請がき損に係るものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

2 収集運搬業者は、従業者証を紛失し、若しくはき損し、又は記載事項に変更を生じた者があるときは、直ちにその事由を付し、市長に届け出て従業者証の再交付を受けなければならない。この場合において、届出がき損又は記載事項の変更に係るものであるときは、その従業者証を添付しなければならない。

(許可申請手数料等の納入)

第14条 収集運搬業の許可又は更新を受けようとする者及び従業者証の交付又は再交付を受けようとする者は、申請の際に岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号。以下「条例」という。）第49条の規定による手数料を納入しなければならない。

(許可証及び従業者証の返納)

第15条 収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証又は従業者証を直ちに市長に返納しなければならない。

- (1) 許可証又は従業者証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業の廃止、合併、解散、死亡又は退職したとき。
- (4) 許可証又は従業者証の再交付を受けた者が、紛失した許可証又は従業者証を回復するに至ったとき。

2 収集運搬業者が、その事業を行うことを停止されたときは、その期間中許可証及び従業者証を市長に返納しなければならない。

3 収集運搬業者が、事業の範囲の変更を行うことにより許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返納しなければならない。

(事業の範囲の変更)

第16条 収集運搬業の許可を受けた者が、その事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理事業範囲変更許可申請書(規則様式第34号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 第6条及び第8条から第10条までの規定は、変更事項に係る許可基準、添付書類、変更事項の実地調査及び関係者への確認について準用する。

3 市長は、第1項の変更許可申請を許可することとした場合は、一般廃棄物処理業許可証(規則様式第35号)を交付するものとする。

第17条 削除

(廃止又は変更の届出)

第18条 収集運搬業の許可を受けた者が、次に各号のいずれかに該当する場合は、第1号については、一般廃棄物処理業廃止届出書(規則様式第42号)に、その他の場合においては、許可申請事項変更届出書(規則様式第38号)に、変更に係る事項の証明書を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 事業の全部又は一部を廃止したとき。
- (2) 氏名又は名称を変更したとき。

(3) 住所（法人にあっては、法人の主たる事務所の所在地並びにその業務を行う役員及び代表する役員若しくは使用人の住所）を変更したとき。

(4) 事務所又は事業場の所在地を変更したとき。

(5) 法人の定款を変更したとき。

(6) 第8条第1項第10号の添付書類に記載した事業以外の事業を新たに行い、若しくはこれを廃止し、若しくは変更（事業の種類に限る。）し、又は当該事業について法の処分を受けたとき。

(7) 新たに従業者を加え、又は変更したとき。

(8) 許可を受けた収集車両を変更したとき。

(9) 法定代理人を変更したとき。

(10) 役員及び政令第4条の7で定める使用人を変更したとき。

(11) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更しようとするとき。

(12) 既に許可を受け収集運搬を行っている事業所から新たな種類の一般廃棄物の処理を依頼され、これに当たろうとするとき。

(13) 収集及び運搬の依頼を受けていた事業所の収集及び運搬を取り止め、又は依頼を受けて一般廃棄物の種類のうちその一部の取り扱いをやめたとき。

(14) その他市長が特に変更の届出を行うよう指示したとき。

2 前項の届出は、当該廃止し、取り止め、若しくは変更し、又は処分を受けた日から10日以内に行うものとする。

（収集車両の一時使用）

第19条 収集運搬業者が、許可を受けた収集車両の車検及び故障等のやむを得ない事情により、許可を受けた車両以外の車両を一時使用する場合には、収集車両一時使用許可申請書（様式第12号）を事前に市長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の収集車両一時使用許可申請について、これを許可することとした場合は、関係職員は、その旨を市の処分施設に通知し、又は連絡しなければならない。

3 収集運搬業者は、緊急やむを得ない事情により、第1項の申請書を提出することができない場合は、関係職員にその内容を電話その他の方法により連絡し、許可を求めるこ



とができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定による申請があった場合は、収集車両の一時使用の許可及び許可の条件又は不許可の旨を、文書に代え、関係職員から収集運搬業者に電話その他の方法により通知させることができる。

(収集車両の目的外使用)

第20条 収集運搬業者は、収集車両を他の事業の用に供し、又は他に貸し付けてはならない。

2 収集運搬業者がやむを得ない事情により、収集車両を他の事業の用に一時供し、又は他に一時貸し付ける場合は、収集車両目的外使用承認申請書(様式第13号)により事前に市長に提出し、その承認を得なければならない。

(業務の開始)

第21条 収集運搬業者は、収集運搬業の許可又は変更の届出の受理若しくは承認を受けるまでの間は当該業務に従事してはならない。

2 従業者は、従業者証の交付を受けるまでの間は、収集運搬業の業務に従事してはならない。

第22条 削除

### 第3章 一般廃棄物の収集及び運搬

(業務の範囲)

第23条 収集運搬業者は、事業所(収集又は運搬について届出を行った事業所に限る。)においてその事業活動により生じた一般廃棄物、及び第11条第2項に基づき付された条件である引っ越し時に一時大量排出されるなど市の収集が困難な家庭(収集又は運搬について届出を行った家庭に限る。)から生じた一般廃棄物の処理の依頼を受け、これを市の処理計画に基づき収集し、及び運搬するものとし、その処分については次章に定めるところによるものとする。

2 収集運搬業者は、前項の規定により新たな事業所から一般廃棄物の収集、運搬及び処分の依頼を受けた場合は、遅滞なく、ごみ等処理依頼証明書(様式第8号の2)を市長に提出しなければならない。

3 収集運搬業者は、第1項の規定により新たな引っ越し時に一時大量排出されるなど市の収集が困難な家庭から出る一般廃棄物の収集、運搬及び処分の依頼を受ける場合は、事前に、一時大量ごみ処理依頼証明書（様式第8号の3）を市長に提出しなければならない。

（分別等）

第24条 収集運搬業者及び事業者は、市の処理施設に処分を依頼する一般廃棄物について、当該処理施設の受入品目に適合するようその排出、収集及び運搬に当たって分別する等適切な措置を講じなければならない。

2 収集運搬業者及び事業者は、できるだけ再利用の対象となる物の分別を行い、再資源化を図らなければならない。

（収集車両等）

第25条 収集運搬業者は、一般廃棄物の収集及び運搬について、市長の許可を得た収集車両（第19条の規定による一時使用許可車両を含む。第27条において同じ。）又は運搬容器（積み替え可能なものに限る。以下同じ。）を使用しなければならない。

（許可車両等の表示）

第26条 収集車両（第19条の規定による一時使用許可車両を除く。）には、市長の指定する職員の指示により、車体の両側に「岡山市許可D一番号」の表示（長方形の黒色地色に白色で文字を表示）をしなければならない。

（収集運搬業者名の表示）

第27条 収集車両には、車体の両側に業者名を判別し得る表示をしなければならない。

2 前項の表示に用いる文字等の大きさは、1字当たり縦・横8センチメートル以上でなければならない。

（車両の整備）

第28条 収集運搬業者及び従業者は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭及び汚水が漏れるおそれのないよう常に収集車両を点検、整備し、及び安全かつ清潔に保持しなければならない。

（シートの使用等）

第29条 収集運搬業者及び従業者は、収集車両が無蓋車である場合には、一般廃棄物を積載して走行するに当たって、常にシートを使用し、積載物が飛散し、又は脱落しない

よう措置しなければならない。

(車両の保管)

第30条 収集運搬業者及び従業者は、作業終了後、収集車両を市長の許可を得た保管場所に確実に保管し、周囲に迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

(保管場所の整備)

第31条 収集運搬業者及び従業者は、保管場所について悪臭及び汚水等が外部に漏出し、又は地下に浸透する等周囲に迷惑を及ぼすことのないよう常に整備し、清潔に保持しなければならない。

#### 第4章 一般廃棄物の処分

(処分の方法)

第32条 収集運搬業者は、事業者から処理を依頼された一般廃棄物については、再利用に供することが確実に認められる者に引き渡す場合のほか、次の各号のいずれかにより処分しなければならない。

- (1) 市の処理施設に搬入し、処分を依頼すること。
- (2) 収集及び運搬を依頼された事業所の処理施設で法令の規定に適合するものに搬入し、その管理者に確実に引き渡すこと。
- (3) その他法令の規定に適合する処理施設に搬入し、その管理者に処分を依頼すること。

(市の処理施設への搬入物)

第33条 市の処理施設に搬入する一般廃棄物は、次により分別して搬入するものとする。

- (1) 焼却場 燃やせるごみ（大型の物については、施設の管理職員の指示により判断し、搬入）
- (2) 最終処分場 燃やせないごみ
- (3) 粗大ごみ処理施設 粗大ごみ

2 市の処理施設を管理する職員が、別に指示する場合においては、前項の規定にかかわらず当該指示による区分により搬入するものとする。

3 収集運搬業者は、再利用の対象となる物であつて、民間に受入施設がある場合は、これらの物の再資源化を図り、廃棄物として市の処理施設へ搬入することがないように努め

なければならない。

(車両の登録)

第34条 収集運搬業者は、市の処理施設に常時搬入する収集車両について、規則第10条第5項の規定により、市長にあらかじめ廃棄物搬入車両自重登録・車両登録申請書(規則様式第10号)を提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該収集車両の自動車検査証及び写真(前後左右全体を撮影したものであって、自動車登録番号標及び収集運搬業者の名称が確認できるものに限る。)を添付しなければならない。

3 車両登録事務は、市において収集運搬業の許可事務を取り扱う課が取り扱い、当該課の職員は、市長がその車両の登録を承認した場合は、廃棄物搬入車両自重登録・車両登録承認書(規則様式第11号)を申請者に交付する。

(搬入カード)

第35条 車両登録事務を担当する課の職員は、市の処理施設のうち自動計量装置を有する施設に常時搬入する収集車両であって前条の車両登録を行った車両について、自動計量用の搬入カード(様式第15号)を作成し、収集運搬業者に交付する。

2 収集運搬業者は、前項の搬入カードを紛失し、汚損し、又はき損した場合は、速やかに車両登録事務を担当する課の職員にその旨を届け出、再交付を受けなければならない。この場合において、汚損し、又はき損した場合は、当該搬入カードを添付しなければならない。

3 使用を廃止した収集車両の搬入カードは、速やかに返納しなければならない。

4 収集車両を変更した場合は、旧車両の搬入カードと引換えに新車両の搬入カードを交付するものとする。

(搬入の手続)

第36条 収集運搬業者が、一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、規則第10条第1項に規定する事業系ごみ等搬入伝票(規則様式第1号)又は事業系ごみ等搬入申請書(規則様式第2号)に条例第46条に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を添えて、当該処理施設の関係職員に提出し、その承認を得て一般廃棄物の投入を行い、当該職員から、事業系ごみ等確認伝票(規則様式第6号)又は事業系ごみ

等搬入確認書（規則様式第7号）及び領収書の交付を受けるものとする。

2 収集運搬業者が、処理手数料の後納を希望する場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、規則第27条第1項第1号の規定により、事前に事業系ごみ処理手数料等後納申請書（規則様式第24号）を市長に提出し、その承認を得て、市長が別に発布する納入通知書により、翌月末まで手数料を納付することができる。

- (1) 手数料の滞納がないこと。
- (2) 適正な分別ができること。
- (3) 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。
- (4) 連帯保証人を1人立てることができること。

3 市長は、事業系ごみ処理手数料の後納を決定したときは、事業系ごみ処理手数料等後納承認書（規則様式第25号）を交付するものとする。

4 事業系ごみ処理手数料は、あらかじめ納付することができる。この場合において、市長は、一般廃棄物処理券（規則様式第26号）を交付するものとする。

（手数料の滞納）

第37条 前条第3項の手数料の後納の取扱いを受けた者が、その期限内に当該手数料を納付しない場合においては、市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和32年市条例第37号。以下「徴収条例」という。）第2条の規定により、納期限後20日までに期限（督促状発付の日から10日）を付して督促状を発する。

2 前項の督促状を発した場合においては、地方自治法第231条の3第2項及び徴収条例第5条の規定により、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

3 第1項の督促を受けた者が、その指定期限までに手数料を納付しない場合においては、市長は、前条第3項の料金後納承認を取り消し、又は市の処理施設への搬入停止等の措置を行うものとする。

（係員の指示）

第38条 市の処理施設に搬入する者は、当該施設の係員が行う搬入物の種類による搬入

施設及び投入場所の指定その他搬入方法等の指示並びに施設の維持、保全及び安全等施設の維持管理に関する指示を守らなければならない。

- 2 市の処理施設への搬入について不適正な行為があった場合には、当該処理施設の係員は、その行為について確認書（様式第16号）を作成し、当該行為者に署名又は押印を求めるものとする。

（従業者証の提示）

第39条 市の処理施設に搬入する場合において、当該係員から従業者証の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により従業者証を提示することができないときは、これに代えて当該係員の示す書類に署名しなければならない。

## 第5章 帳簿及び報告

（帳簿）

第40条 収集運搬業者は、法第7条第15項及び省令第2条の5第1項に定めるところにより帳簿を備え付け、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 収集又は運搬年月日
- (2) 収集先及び受入先
- (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

- 2 前項の帳簿は、省令第2条の5第2項の規定により、収集運搬業者の事業場ごとに備え、毎月末までに前月分について記載を終了していなければならない。

- 3 第1項の帳簿の保存は、省令第2条の5第3項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

（その他の帳簿、伝票等）

第41条 収集運搬業者は、収集及び運搬業務に係る契約書その他事業運営の基本的事項に係る帳簿その他の関係書類であって、前条の帳簿以外のものについては、その事業年度経過後、少なくとも2年以上保存するようにしなければならない。

2 前条の帳簿に記載する事項の基礎資料となる伝票、証ひょう書等は、その事業年度経過後、少なくとも1年以上保存するようにしなければならない。

(報告)

第42条 収集運搬業者は、規則第39条の規定により、毎月5日までに前月中の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の状況等について、一般廃棄物処理状況報告書(規則様式第44号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書の記載事項は、前2条の帳簿及び証ひょう書等に整合していなければならない。

第43条 市長は、法第18条第1項の規定により、前条の報告のほか、法の施行上必要がある場合は、事業者又は収集運搬業者に対し、廃棄物の保存又は収集、運搬若しくは処分に関し、必要な報告を求めるものとする。

## 第6章 雑則

(立入検査)

第44条 市長は、法第19条第1項の規定により、法の施行上必要がある場合においては、その職員に事業者又は収集運搬業者の事務所又は事業場に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件の検査(犯罪捜査のためのものではない。)をさせるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、条例第51条第2項の規定により、規則第41条に定めるところによるその身分を示す証明書(規則様式第45号)を携帯し、関係人に提示するものとする。

(違法行為の告発)

第45条 市長は、市域内において、一般廃棄物の収集、運搬又は処分について、法第5章に規定する罰則の適用がある行為(以下「違法行為」という。)が行われたと思料する場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条の規定によりその職員に職務上知り得た違法行為について告発させ、又は関係機関に通報させるものとする。

(てん末書)

第46条 収集運搬業者又は事業所が、違法行為その他廃棄物の処理について法令等(関係の条例及び規則並びにこの要綱、廃棄物の処理に関する関係機関の通知及び処理の許

可の条件を含む。以下同じ。)に定められた事項を遵守せず、不適正な行為があり、若しくはあると思われ又はそのおそれのあるときは、市長は、当該関係者にてん末書、弁明書若しくは始末書の提出又は弁明及びこれに関する有利な証拠の提出を求めるものとする。

2 次条の処分(第3号及び第5号の処分を除く。)を行う場合には、市長は、あらかじめ前項の弁明又は弁明書の提出及びこれに関する有利な証拠の提出を求めるものとする。ただし、市長が指定する期間内にこれらを行わなかった場合は、この限りでない。

(処分)

第47条 市長は、その職員の実態調査、警察官による捜査若しくは取調べ又は関係者の通報等により、収集運搬業者又は従業者(第45条後段の関係者を含む。)に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったと認められる場合は、当該各号の処分を行うものとする。

(1) 収集運搬業の許可の取消し又は更新の不許可

ア 法第5章の規定に基づき罰金以上の刑に処せられたとき。

イ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ウ その他許可申請又は変更の届出に当たり、関係書類に虚偽の記載をし、許可基準に該当しない事実を隠していたとき。

(2) 収集運搬業の許可の取消し若しくは更新の不許可又は期限を定めて事業の全部若しくは一部の停止(収集車両の全部又は一部の使用停止を含む。)

ア 第42条に定める定例報告について、次号カに該当し、同号に基づき文書による注意を受けた後においても繰り返し提出せず、若しくは第43条の報告をせず、又はこれらについて虚偽の報告をし、法施行上必要な事実の把握が困難なとき(罰金以上の刑に処せられた場合を除く。)

イ 第44条に定める立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合(罰金以上の刑に処せられた場合を除く。)

ウ 前号に掲げる行為があったが、罰金以上の刑に処せられるに至らなかった場合において、その行為が故意又は重大な過失によるとき。

エ 第40条に規定する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、



又は保存をしなかったとき（罰金以上の刑に処せられた場合を除く。）。

オ 市長の許可を得及び届出を行っていない事業所の一般廃棄物を取り扱い、次号の注意処分を受け、かつ、これを繰り返し行ったとき。

カ 収集又は運搬業務の一部又は全部を収集運搬業の許可を得ていない者又は従業者証の交付を受けていない者に行わせたとき。

キ 産業廃棄物の処理について許可をあわせて有する者が、市の処理施設へ無許可で産業廃棄物を搬入したとき（過失により一般廃棄物に産業廃棄物を混入し、投入した場合を除く。）。

ク 市域外で排出された廃棄物を市の処理施設へ無許可で搬入したとき。

ケ 収集運搬業者の住所（法人にあっては事務所の所在地及び代表者の住所）若しくは居所又は事業場が定まらないとき。

コ 収集運搬業の許可の更新手続を行わず、一般廃棄物の収集及び運搬を行ったとき。

サ 一般廃棄物の処分を引き受ける施設がないとき。

シ 不適正な行為より次号の注意処分を受けたにもかかわらず当該不適正な行為を繰り返し行ったとき。

ス その他収集運搬業を的確に行う能力を欠き、又は的確に行うことができないおそれがあると認められるとき。

### (3) 収集運搬業者への文書による注意

ア 収集又は運搬業務の一部又は全部を無断で他の収集運搬業者に行わせたとき（やむを得ない事情により緊急な措置を要し、事後直ちに市長に届け出た場合を除く。）。

イ 作業終了後収集車両を許可申請又は変更届出に当たり申し出た保管場所に保管せず、又は他人の管理地に無断で放置したとき（災害、事故等によりやむを得ず行った場合を除く。）。

ウ 無蓋の収集車両にシートを使用せず一般廃棄物を積載し走行したとき（廃棄物が飛散しないように特別の措置をし、かつ、実態としても飛散しなかった場合を除く。）  
又は収集車両から汚水を漏出し他に迷惑を及ぼしたとき。

エ 保管場所又は洗車設備が不良となり、他に迷惑を及ぼすに至ったが、これを放置しているとき。

オ 無断で収集車両を他の業務に供し、又は他に貸し付けたとき。

カ 第42条に定める定例報告を繰り返し提出せず、又は虚偽の報告をしたとき（前号アに該当する場合を除く。）。

キ 収集運搬業の許可若しくは監督指導に関する事務を行う関係職員（以下「許可事務関係職員」という。）又は市の処理施設の係員の職務上の指示を守らなかったとき（第1号又は前号に該当する場合を除く。）。

ク 許可業務を行う場合において、違法な行為を行ったとき、その他従業者が次号又は第5号の処分を受けたとき（第1号又は前号に該当する場合を除く。）。

ケ 許可を得た収集車両に許可番号及び収集運搬業者名の表示をしなかったとき。

コ その他廃棄物の処理について、不正な行為があったとき。

(4) 従業者証の交付の取消し又は従業者証の更新の停止

ア 許可事務関係職員又は市の処理施設の係員の職務上の指示を繰り返し守らなかったとき。

イ 故意又は重大な過失により、法令等に反し廃棄物を不適正に処理し、又は市の処理施設の維持管理に支障を生ぜしめたとき。

ウ 次号の注意処分を繰り返し受けることとなったとき。

エ 住所又は居所が定まらないとき。

オ その他許可に係る業務を的確に行う能力を欠き、又は的確に行うことができないおそれがあると認められるとき。

(5) 従業者への文書による注意

ア 従業者証を携行せず、又は提示を求められ拒んだとき。

イ 許可事務関係職員又は市の処理施設の係員の職務上の指示を守らなかったとき。

ウ その他一般廃棄物を適正に処理せず又はそのおそれがあると認められるとき（故意又は重大な過失がある場合を除く。）。

2 市長は、前項第1号の場合において、違反の事実の有無について訴訟により審理されることとなったときは、その確定判決があるまでの間、処分を保留し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前条第2項の規定によりあらかじめ徴した弁明又は有利な証拠の提出を受け、

かつ、その事実を調査した結果、その行為について特別の事情があり、これをしん酌する必要があると認めるときは、その処分を軽減することができる。ただし、法の規定により明らかに処分を要する場合は、この限りでない。

(不許可処分等)

第48条 一般廃棄物の許可申請を行っている者が、許可の通知を受けない間に、一般廃棄物の収集及び運搬を行ったときは、市長は、収集運搬業の許可を行わず、又は許可を取り消すものとする。

2 従業者証の交付の申出を行っている者が、その交付を受けない間に、一般廃棄物の収集及び運搬に従事した場合は、市長は、従業者証の交付を行わず、又は交付の取り消しを行うものとする。

(補償の申立て)

第49条 第47条及び第48条の処分を受けた者は、これにより生じた損失について、補償の申し立てをすることはできない。

(その他)

第50条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 3月 1日から施行する。